

宇都宮市歴史公文書選別基準策定懇談会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、宇都宮市歴史公文書選別基準を策定するに当たり、公平・中立的かつ専門的な見地から意見を聴くため、宇都宮市歴史公文書選別基準策定懇談会（以下「懇談会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 懇談会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 宇都宮市歴史公文書の考え方等について、意見を述べること。
- (2) 宇都宮市歴史公文書選別基準の策定に関して、意見を述べること。
- (3) その他宇都宮市歴史公文書制度の運用に関すること。

(組織)

第3条 懇談会委員は、委員4名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 実務精通者
- (3) 弁護士
- (4) 公募による委員

3 前項第4号の委員の募集の方法、選考方法等について必要な事項は、別に定める。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。ただし、欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 懇談会に会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、懇談会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇談会の会議は、会長が招集し、会長が議事進行に当たる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、その意見を

聴くことができる。

3 第1項の規定にかかわらず、会長は、緊急の必要があり懇談会の会議を招集する時間的余裕がない場合その他やむを得ない理由があると認める場合は、議事の概要を記載した書面を懇談会の委員に回付し、意見を聴き、懇談会の開催に代えることができる。

(会議の公開)

第7条 懇談会の会議は、原則として公開とする。

(庶務)

第8条 懇談会の庶務は、行政経営部行政総務課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営について必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月19日から適用する。